

## 青梅市測量標管理要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）が測量基準点として管理している測量標の使用および保全に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この要綱において測量標とは、2級基準点、3級基準点および4級基準点（相当精度の基準点を含む。）の標識を設置したものをいう。

### 3 管理の主体

測量標の管理の主管課は、都市整備部管理課とする。

### 4 使用の申請および承認

- (1) 測量標を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ青梅市測量標・測量成果使用承認申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する申請があったときは、その内容を審査し、測量標の使用について特に支障がないと認めるときは、青梅市測量標・測量成果使用承認書（様式第2号）により、申請者に通知する。
- (3) 市長は、前号に規定する承認を行う場合において、必要な条件を付することができる。

### 5 使用の報告

- (1) 前項第2号の規定により使用の承認を受けた者は、測量標を使用したときは、速やかに青梅市測量標・測量成果使用報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、測量標使用時において、測量標の精度または形状に異常が認められたときは、青梅市測量標・測量成果使用報告書に代えて青梅市測量標・測量成果異常報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

### 6 工事施行の届出

- (1) 測量標の付近で、次に掲げる測量標の効用を害するおそれのある工事を施行する者（当該工事の施行主体となる者とする。以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ、青梅市工事施行届出書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア 測量標から水平方向に対して下方45度の線より深く掘削する工事

イ その他測量標の効用を害するおそれがあると認められる工事

(2) 市長は、前号に規定する届出があった場合において、測量標を保全するため必要があると認めるときは、工事施行者に対し、適切な措置を指示することができる。

## 7 効用の確認

(1) 工事施行者は、前項第1号の工事が完了したときは、測量標の効用にかかる影響について確認をするため、測量標の観測を行い、その結果について工事完了後、速やかに青梅市測量標効用確認（点検・再点検）報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による確認は、当該工事の着手前と完了後との測量結果を対比することにより行う。この場合において、測量の方法および精度ならびに合否の判定は、別に定める基準に従い行わなければならない。

(3) 第1号の測量標の観測は、測量士もしくは測量士補の資格を有し、または基準点測量作業の実務経験がある者に行わせなければならない。

## 8 一時撤去または移転

(1) 工事施行者は、測量標が工事施行区域内に設置されており、かつ、明らかに工事の影響により測量標の効用を害するおそれがあるときは、青梅市測量標一時撤去・移転許可申請書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する申請があったときは、その内容を審査し、測量標の移転または一時撤去の必要があると認めたときは、青梅市測量標一時撤去・移転許可書（様式第8号）により、工事施行者に通知する。

(3) 工事施行者は、一時撤去または移転および原状回復等について、基準点測量の実績があると認める測量業者等に施行させなければならない。

(4) 市長は、第2号に規定する許可を行う場合において、必要な条件を

付することができる。

## 9 原状の回復等

- (1) 工事施行者は、前項第2号の規定により許可を受けた測量標の一時撤去を行い、または第7項の規定により効用確認を行った結果、測量標の効用を害したことを確認したときは、別に定める基準に従い測量標を原状に回復しなければならない。また、測量完了後、速やかに青梅市測量標効用確認（一時撤去・移転）報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の規定は、前項第2号に規定する許可を得ないで工事を行い、測量標をき損し、もしくは滅失し、またはその効用を害した場合において、準用する。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、測量標を原状に回復することが困難であると市長が認めたときは、移転または測量成果修正の方法によることができる。

## 10 費用の負担

- (1) 第6項から前項までの規定における測量標の保全、効用の確認、一時撤去、移転および原状回復等に要する費用は、工事施行者が負担するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、測量標の一時撤去または移転に伴う原状回復等に要する費用について、その一部または全部を市が負担することができる。

## 11 市が行う測量標の一時撤去等

市が土地または施設の所有者および管理者ならびに公物管理者から建標承諾書または占用許可書等を受けて設置した測量標についての一時撤去、移転、原状回復および測量成果修正は、第8項から前項の規定にかかわらず、市の負担により、市が行う。

## 12 市が所管する工事への準用

第4項から第9項までの規定は、市が所管する工事で測量標の効用を害するおそれのあるものについて準用する。この場合において、第6項第1号中「施行主体となる者」とあるのは「担当課長」と、第4項から第9項までの規定中「市長」とあるのは「管理課長」と読み替えるものとする。

### 1.3 補則

この要綱に定めるもののほか、測量標の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 1.4 実施期日

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

### 1.5 経過措置

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。